

暴風対策規程

- 1 午前6時現在、暴風警報が京都府山城中部または山城南部に発表されている場合は、自宅待機とする。なお、土曜授業については、午前6時現在、暴風警報が京都府山城中部または山城南部に発表されている場合は、臨時休業（家庭学習）とする。
- 2 午前8時現在、警報が解除されている場合は、午前10時30分始業とし第3校時以降の授業を行う。
- 3 午前10時現在、警報が解除されている場合は、午後1時20分始業とし第5校時以降の授業を行う。
- 4 午前10時現在、警報が継続されている場合は、臨時休業（家庭学習）とする。
- 5 生徒が在校中、警報が発表された場合は、状況判断の上措置する。
- 6 休業日に部活動、模擬テスト等が行われている場合も、上記1～5に準ずる。
- 7 臨時休業又は休講した場合は、できるだけ速やかに回復措置をとる。

特別警報発表時の措置について

特別警報が京都府山城中部または山城南部に発表されている場合は、下記により対応する。

- 1 **午前6時現在**
 - (1)特別警報が発表されている場合 **自宅待機**
 - (2)特別警報が解除され、その後何らかの警報が引き続き発表されている場合 **自宅待機**
- 2 **午前8時現在**
 - (1)特別警報が引き続き発表されている場合 **自宅待機**
 - (2)特別警報が解除された場合
 - ア 引き続き何らかの警報が発表されている場合 **自宅待機**
 - イ 警報が全て解除された場合 **午前10時30分始業とし第3校時以降の授業を行う**
- 3 **午前10時現在**
 - (1)特別警報が引き続き発表されている場合 **臨時休業**
 - (2)特別警報が解除された場合
 - ア 引き続き何らかの警報が発表されている場合 **臨時休業**
 - イ 警報が全て解除された場合 **午後1時20分始業とし第5校時以降の授業を行う**
- 4 **土曜授業**については、**午前6時現在**、特別警報または特別警報解除後の警報が引き続き発表されている場合は**臨時休業**とする。
- 5 学校所在地（宇治市）に避難勧告・避難指示が発令された場合は、自宅待機とする。
- 6 生徒が在校中、警報が発表された場合は、状況判断の上措置する。
- 7 休業日に部活動、模擬テスト等が行われている場合も、上記に準ずる。
- 8 臨時休業又は休講した場合は、できるだけ速やかに回復措置をとる。